（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250													
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に係るエクスポージャー）	250													
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に係るエクスポージャー）	150													
（うち右記以外のエクスポージャー）	100													
24　証券化	－													
（うちＳＴＣ要件適用分）	－													
（うち短期ＳＴＣ要件適用分）	－													
（うち不良債権証券化適用分）	－													
（うちＳＴＣ・不良債権証券化適用対象外分）	－													
25　再証券化	－													
26　リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	－													
27　未決済取引	－													
28　他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	－													
合計（信用リスク・アセットの額）	－													

（注）

標準的手法を適用する部分において適格金融資産担保付取引（信用リスク関連）に用いるリスク削減手法：［　　］

（用いない＝０、簡便手法＝１、包括的手法＝２）

（記載上の留意事項）

１　本表は、信用リスク・アセットの額の算出対象となる資産項目について記載するものであり、自己資本控除とする項目は記載しない。

２　本表における計数は、個別貸倒引当金・特定海外債権引当金に相当する額及び部分直接償却額控除後の金額とする。

３　本表における計数は、その損益又は評価差額がその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の項目として計上される資産の場合は、時価による評価替え又は再評価を行わない場合の額を記載する。

４　「オン・バランス資産項目」の金額には、派生商品取引及び長期決済期間の与信相当額も含めること。ただし、派生商品取引及び長期決済期間の与信相当額の算出においてＳＡ－ＣＣＲ又は期待エクスポージャー方式を用いている場合には、「ＣＣＦ・信用リスク削減効果適用前」の欄には金融機関が用いた手法で算出され、信用リスク・アセットの額の計測に用いる与信相当額に係る計数を記載すること。

５　「ＣＣＦ・信用リスク削減効果適用前　オフ・バランス資産項目」の金額には、ＣＣＦ（オフ・バランス取引に係る想定元本額に乗じる掛目）を適用する対象となるオフ・バランス取引項目の信用供与枠の未引出額又はその他オフ・バランス取引項目に係る想定元本額を記載すること。

６　保証等による信用リスク削減効果を適用する場合は、「信用リスク削減効果適用後の信用リスク・アセットの額」は、原債務者の「項目」として記載する。（保証人等の「項目」としては記載しない。）

７　ローンパーティシペーション取引において参加利益を購入した場合は、原債務者の「項目」として適用されるリスク・ウェイト（原債務者と原債権者のリスク・ウェイトの合算）を記載する。

８　「リスク・ウェイトの加重平均値（％）」は、除算をしたうえ四捨五入により整数で記載する。（除算の分母が零である場合は空白とし、欄外にその旨を記載する。）

９　項目１～26 には、経過措置を適用する前の額（完全実施ベース）を記載する。ただし、記載する計数は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件」（平成 25 年３月８日金融庁・農林水産省告示第１号）附則第 10 条第４項の規定に係る額に限る。

10　「11　金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」のうち第一種金融商品取引業者は、バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準の適用を受ける第一種金融商品取引業者及び経営管理会社とする。

11　「13　法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）」には、「14　中堅中小企業等向け及び個人向け」として区分したエクスポージャーを重複して記載しない。なお、85％のリスク・ウェイトが適用される中堅中小企業等向けエクスポージャーに係る額は、「13　法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）」に記載すること。

12　「17　延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）」には、延滞エクスポージャー（自己居住用不動産等向けエクスポージャーに該当するものを除く。）を記載する。なお、これに該当するエクスポージャーは、他の項目に重複して記載しない。

13　「20　信用保証協会等による保証付」の対象は、信用保証協会、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャーとする。